

令和7年第3回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

令和7年10月22日 開会

}

令和7年10月22日 閉会

吉田町議会

令和7年第3回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (10月22日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第63号～議案第64号の一括上程、説明	2
○議案第63号の質疑、討論、表決	7
○議案第64号の質疑、討論、表決	15
○町長挨拶	22
○議長挨拶	23
○閉会の宣告	23

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 改めて、おはようございます。

本日ここに、令和7年第3回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

急な臨時会の開催でございますけれども、どうぞよろしくをお願いします。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） 本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。ただいまから、令和7年第3回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会で説明員として委任または囑託され出席する者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番、山内 均議員、3番、大石裕之議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第63号～議案第64号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第3、第63号議案及び日程第4、第64号議案の2議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和7年第3回吉田町議会臨時会に上程をされました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、条例の制定について1件、補正予算について1件の合計2件でございます。

それでは、議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

第63号議案は、令和7年台風第15号による被災者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、令和7年台風第15号による被災者に対する町民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び介護保険料の減免について、必要な事項が書かれた内容の条例制定につきまして、お認めいただくものでございます。

第64号議案は、令和7年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本議案は、令和7年度の吉田町一般会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3億2,816万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ166億5,370万4,000円と定めるとともに、地方債の補正で定める補正予算をお認めいただくものでございます。

以上が上程をされました2議案の概要でございます。

議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

それでは、税務課長、お願いします。

山村加奈子税務課長。

〔税務課長 山村加奈子君登壇〕

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

税務課からは、第63号議案 令和7年台風第15号による被災者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。議案書の1ページから8ページまでを御覧ください。

本議案は、令和7年台風第15号による災害により被災した者に対して、町民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び介護保険料を減免するために必要な事項を定めた条例の制定をしようとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨についての規定で、この条例が令和7年台風第15号による災害により被災した者が納付すべき町民税等の減免に関し必要な事項を定める条例であると規定しております。

第2条は、定義についての規定で、この条例において、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」及び「半壊」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定による被害の状況の調査に基づく罹災証明書で証明を受けた被害の程度をいうと規定しております。

第3条は、町民税の減免についての規定で、被害を受けた個人の町民税の納税義務者が納付すべき令和7年度分の町民税額のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額について、最も減免額の高い規定を適用して減免するとともに、個人の県民税についても同じ割合により減免すると規定しております。

第4条は、固定資産税の減免についての規定で、被害を受けた固定資産税の納税義務者が納付すべき令和7年度分の固定資産税額のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額について、種類及び損害の程度に応じて減免すると規定しております。

第5条は、都市計画税の減免についての規定で、都市計画税については固定資産税の減免の規定を準用すると規定しております。

第6条は、国民健康保険税の減免についての規定で、被害を受けた国民健康保険税の納税義務者が納付すべき令和7年度分の国民健康保険税額のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額について、最も減免額の高い規定を適用して減免すると規定しております。

第7条は、介護保険料の減免についての規定で、被害を受けた介護保険料の納付義務者が納付すべき令和7年度分の介護保険料の額のうち、災害を受けた日以後の納期に係る介護保険料の額について、最も減免額の高い規定を適用して減免すると規定しております。

第8条は、減免の申請についての規定で、町民税等の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに申請書を提出することとし、提出することが困難な特別な事由があるときはこの限りでないと規定しております。

第9条は、減免の決定通知についての規定で、申請書の提出があった場合は、速やかに内容を調査し、その可否を通知すると規定しております。

第10条は、減免の取消しについての規定で、偽りその他不正の手段により町民税等の減免を受けた者があると認めるときは、直ちにその者に係る町民税等の減免を取り消すと規定し

ております。

第11条は、適用関係についての規定で、この条例に基づき町民税等の減免を受けることができる者が、当該町民税等を既に納付している場合であっても減免を受けることができると規定しております。

第12条は、委任についての規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めると規定しております。

最後に、附則について、この条例は、公布の日から施行すると規定しております。

なお、今回の町民税等の減免につきましては、平成12年4月1日、自治税企第12号自治事務次官通知、災害被害者に対する地方税の減免措置等について等の通知に基づきまして、当町の区域内に広範囲で災害が発生した場合、いわゆる今回のような災害救助法の適用になる災害において、災害被害者の救済対策を行うために減免に係る条例を制定するもので、減免の規定及びその取扱いにつきましては、自治事務次官通知等と同様の内容にしようとするものでございます。

以上が税務課からの1議案についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、財政管理課長、お願いします。

八木邦広財政管理課長。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第64号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和7年度吉田町一般会計補正予算（第5号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,816万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億5,370万4,000円とするものでございます。

また、第2号にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

次に、第2条でございます。地方債の補正につきまして、3ページに掲げる第2表地方債補正のとおり追加をお認めいただくものでございます。この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は、補正前と比較して2,630万円の増額となります。

続きまして、別冊の令和7年度吉田町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書に沿って補正予算の内容を御説明いたします。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

説明書の3ページを御覧ください。

14款国庫支出金は4,557万4,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず1項3目災害復旧費国庫負担金におきまして、台風15号被害に係る施設災害復旧事業に伴いまして、災害復旧費負担金を654万4,000円計上するもので、内訳としまして公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金316万8,000円、公立学校施設災害復旧費国庫負担金337万6,000円を

計上するものでございます。

次に、2項3目衛生費国庫補助金におきましては、台風15号被害に係る災害等廃棄物処理分に伴いまして、環境衛生費補助金につきまして、災害等廃棄物処理事業費補助金3,903万円を計上するものでございます。

4ページを御覧ください。

続きまして、15款県支出金は1億7,632万1,000円を増額するものでございます。

内訳でございますが、まず1項1目民生費県負担金におきましては、災害救助法に基づく被災者支援に伴いまして、災害救助費負担金4,435万2,000円を計上するものでございます。

次に、2項4目農林水産業費県補助金におきましては、被災した農業機械等に対する農業者支援に伴いまして、農地利用効率化等支援交付金1億3,196万9,000円を計上するものでございます。

次に、18款繰入金は7,997万円の増額でございます。これは、2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます。財政調整基金から7,997万円を繰り入れさせていただくものでございます。

5ページを御覧ください。

続きまして、21款町債は2,630万円の増額でございます。これは、1項7目災害復旧債におきまして2,630万円を計上するものでございます。

内訳でございますが、台風15号被害の復旧に伴い、町内小中学校フェンス復旧事業に160万円、吉田町防災公園管理棟復旧事業補助分に150万円、吉田町防災公園管理棟復旧事業に630万円、庁舎掲示板復旧事業に150万円、町内保育園フェンス復旧事業に50万円、町内道路・河川応急復旧事業に370万円、避難誘導灯復旧事業に440万円、松下団地復旧事業に140万円、吉田町内倒木撤去事業に540万円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

2款総務費は996万7,000円の増額でございます。これは、1項1目一般管理費におきまして、台風15号の災害対応に伴い、職員人件費996万7,000円を増額するものでございます。

7ページを御覧ください。

続きまして、1項5目財産管理費におきましては、現計予算対応の災害復旧に対する地方債の歳入計上に伴いまして、庁舎管理費150万円及び公有財産管理費20万円の計170万円を一般財源から地方債に財源振替するものでございます。

次に、7ページから8ページにかけての3款民生費は5,105万3,000円の増額でございます。これは、4項1目災害救助費におきまして、台風15号災害に伴う復旧費や支援費として、特定消耗品費、修繕料、災害ボランティアセンター運営委託料及び災害見舞金の計5,105万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、8ページから9ページにかけての4款衛生費は7,242万1,000円の増額でございます。1項3目環境衛生費の環境保全費につきまして、災害廃棄物の家電4品目の処分手数料や災害廃棄物の処分に伴う運搬及び廃棄に係る業務委託料、公費解体等に係るコンサルタント業務委託料等について7,242万1,000円を計上するものでございます。

9ページを御覧ください。

6款農林水産業費は1億5,836万3,000円の増額でございます。1項3目農業振興費の担い手育成総合対策事業費につきまして、被災した農業用機械等に対する農業者支援として、農地利用効率化等支援交付金1億5,836万3,000円を計上するものでございます。

10ページを御覧ください。

次に、11款災害復旧費は2,636万1,000円を増額するものでございます。まず、1項1目民生施設災害復旧費におきましては、さゆり保育園のフェンス修繕に伴う修繕料として50万円を計上するものでございます。次に、2項1目農林水産施設災害復旧費につきましては、予備費により対応しました住吉1号線松林倒木撤去につきまして、歳入の災害復旧債の計上に伴い、60万円を一般財源から地方債に財源振替するものでございます。

11ページを御覧ください。

次に、3項1目公共土木施設災害復旧費におきましては、吉田町内の被災した公共施設の修繕及び倒木等撤去に伴う費用として、修繕料等2,368万3,000円計上するものでございます。また、予備費により対応いたしました倒木撤去につきましては、歳入の災害復旧債の計上に伴い、280万円を一般財源から地方債に財源振替するものでございます。

次に、11ページから12ページにかけての4項1目公立学校施設災害復旧費におきましては、中央小学校及び吉田中学校のフェンス修繕に伴う修繕料を203万5,000円計上するものでございます。また、予備費により対応いたしました倒木撤去につきましては、歳入の国庫支出金の計上に伴い、202万円を一般財源から国庫支出金に財源振替、歳入の災害復旧債の計上に伴い、92万1,000円を一般財源から地方債に財源振替するものでございます。

12ページを御覧ください。

次に、2目社会教育施設災害復旧費におきましては、図書館の倒木撤去に伴い、倒木撤去手数料を14万3,000円計上するものでございます。

続きまして、14款予備費につきましては1,000万円の増額でございます。これは、1項1目予備費におきまして、台風15号被害に対し早急に対応するため、予備費を充用したことに伴いまして、今後の不測の事態に備えるため、今回、予備費を増額するものでございます。

以上が第64号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開催いたします。

本会議再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前10時27分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

◎議案第63号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士君） 日程第5、第63号議案 令和7年台風第15号による被災者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積君） 第8条減免の申請についてお伺いします。

昨日の全員協議会においては、被害者の支援に当たっては、町はどなたがどのような被害を被ったかは理解しているので、支援の申請に当たってはプッシュ型で行うと答弁をいただきました。

ということは、本議案の対象である町民税等の減免申請においてもプッシュ型で行うということよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今、議員のほうからお話がありましたとおり、プッシュ型かどうかというところですが、昨日の全員協議会でも御説明はさせていただきましたとおり、対象となる方々、いわゆる被災、半壊以上も含めて、また一部損壊も含めて、こうした制度がありますというお知らせをプッシュ型で行っていきますので、その制度のガイドブックというかパンフレット、その中には、こうした減免の関係の規程も入れさせていただいて、それぞれに通知をすることになっておりますので、一応お知らせのほうを含めて、100%というか、今申請が出ている方々には全て同じように制度内容を含めたガイドブックがいくということになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積議員。

○10番（平野 積君） ちょっと私の理解が間違っていたのかもしれませんが、プッシュ型というのは、昨日、答弁から類推すると、あなたはこの支援が受けられますということが明らかになるような資料が送られるというふうに理解していましたが、今のお話では、単にパンフレットを送って、自分で考えろというふうにうかがえるのですが、そこはどうなのでしょう。

○議長（増田剛士君） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

私どもは、パンフレットを送って自分で見てくださいというのではなくて、その中に、一例を申し上げますと、半壊以上、半壊だという方がいらっしゃいましたら、あなたはこういう制度がまず受けられますということを、いろんな制度がある中で、そこに印をつけてお出しをする。また、さらに、今回予算のまだ認められておりませんが、災害見舞金等も

対象になりますので、その場合はもう申請書も一緒にプッシュ型で送るということをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、平野議員。

○10番（平野 積君） そういたしますと、8条の3番に、減免を受けようとする事由となるべき事実及び被害状況、これを申請書につけて出ささいというふうになっているんですけども、もう町は分かっているわけですね。そうしたら、親切であれば、罹災証明とか被害証明を出しているその資料を別に送る必要もないし、事實は町は把握しているということで、この文言は要らないんじゃないかと、この15号に限っていえば。

○議長（増田剛士君） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

8条の御指摘ですけれども、減免につきましては、罹災証明で判断できるものと、それ以外の保険金補填金の金額であるとか、あと前年収入の今年度の減収見込み、そういったものが分かるものを比べて出すところがございますので、そういった結局、町では、まだ今時点で把握をしていない情報が必要な方につきましては、必要に応じて減免を受けようとする事実、被害状況が分かるものをプラスで出してもらうような形で考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、平野議員。

○10番（平野 積君） 例えば、町民税、合計所得金額500万円以下とか500万円を超え750万、ここの金額というのは、令和6年の所得ではなくて、令和7年、この被害によって減収というのを見込んで、被害者が考えなさいといっているわけですか。

○議長（増田剛士君） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

例えば、第3条の、今、第2項のお話だと思うんですけども、こちらにつきましては、災害によりまして納税者の住宅または家財につき受けた損害額がその住宅または家財の価格の30%以上である場合、前年合計所得額は、こちらは前年になりますので6年の所得額になりますけれども、こちらに応じて損害の程度で減免割りが決定してきますが、これを算定するに当たりまして保険金であるとか損害賠償金等、そういった補填されたものをまず抜きますよという形になっておりますので、そういったところが、今町では把握し切れませんので、このあたりを調べさせて、確認させていただくという意味で、そういった書類を出していただくように想定しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、平野議員。

○10番（平野 積君） この申請をいつまでにしなさいというのがちょっとここに記載されていないと思いますけれども、それが、納期に対して保険とかそれがどれぐらい入ってくるのかとか、そういうのが明らかになることを想定した幅広い納期というのが想定されるのか、いやもう、近々、あと1か月で出ささいというのか、その辺の被害の状況によったり、家庭の状況によって違ってくると思うんですが、被害者がそれをまた資料をそろえて減免を申請するというような手間をかけなければ申請できないということなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

やはり減免の基準に満たしているかどうかというのは、そういった書類を見ないと判断ができません。提出期限につきましては特に設けておりませんということと、あと第11条におきまして、この条例に基づきまして減免を受けることができる者がもう既に例えば納付していただいた場合でも、その分、もし減免に後から該当すると決定した場合、還付という形で減免を受けることができるとしておりますので、いろいろな資料をそろえたり、認定を受けたりというのが時間がかかるというのも当然承知しておりますので、そういったことも含めて、納めたものであっても後から減免できるというような制度の仕方をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、平野議員。

○10番（平野 積君） ただ、8条には、納期期限前7日までに提出しなさいと書いてあるにもかかわらず納期が記載されていないわけですね。それはこの条例以外に町が決めるんだと思っているんで、今の答弁とはちょっと違うと思うんですけども。納期を切っていないという話は。そうすると、この文言と整合性が取れない。あとで還付されるというのは書いてあるので理解しています。

でも、よう言いたいのは、被害に遭った人に対して、この減免を受けるためにいろいろ調べてまた手間をかけさせるということを強いるというのはいかがなものかというのは基本的な考えなんです、その辺をもう少し緩和するとかそういうことはできないものかということではどうでしょう。

○議長（増田剛士君） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

第8条には、ただし書ですけれども、同日までに提出することが困難な特別な事由がある場合はこの限りではないとありますので、この7日前までとは規定はされておりますけれども、当然そういった特別な事由がある場合はその7日というのは特にこれを守りなさいということではないと判断しております。

また、当然ですけれども、被害に遭われた方は、あれを出してください、これを出してくださいというのは当然大変なことであるとも承知しておりますので、今もう既に出ているものにつきましては、極力情報のほうを共有させていただきつつ、最低限のものだけを出していただくように寄り添っていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

8番、大石 巖議員。

○8番（大石 巖君） 全員協議会で、内容確認の点で後期高齢者医療の保険料の関係についてお聞きをしました。扱い団体が県ということで違うわけですが、先ほどの申請書を出す場合、いわゆるプッシュ型ということで、そして後期医療の点についてもそれが内容的には入っているのかどうか、その辺についてちょっと確認をしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 田代町民課長。

○町民課長（田代三明君） 町民課でございます。

今回、プッシュ型ということでお知らせをパンフレットとかそういったものを該当する可

可能性がある方に送るという中に、後期高齢者の保険料を減免にできる可能性がある方にも同じように資料をお送りするようにはする予定でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖君） 8番、大石です。

4条で固定資産税の減免の規定がありますが、その中で、家屋の場合、全壊はもう減免の割合10割ということで分かるんですが、そのほか10分の8とか10分の6の場合、家屋の価格の10分の6以上の価値を減した場合とか、家屋の価格というものは申請人本人ではなかなか分かりづらいと思うんですが、その点についてはどういうふうな説明をしているのか。申請者が書きやすい、自分はここに該当するんだということが分かりやすいような説明事項でない、なかなかこの点については難しいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（増田剛士君） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

現在の書き表し方、価格の10分の6等ですけれども、こちらにつきましては家屋といいましても、住家と住家以外、店舗であるとか工場とか倉庫とかあると思えますけれども、住家については、現在罹災証明書に係ります住家被害認定調査の損害割合、いわゆる半壊とか、中規模半壊、大規模半壊、全壊、そういったものでパーセントで分かりますので、そういった形でこちらのほう、損害の程度を計るように運用したいとは考えております。

ただし、住家以外につきましては、被災届出証明書の情報、写真とかいろいろついているんですけれども、そういったものを参考にさせていただいて、そちらの程度のほうを判断させていただくのと、もし写真で判断できない場合は、場合によっては聞き取りもさせていただきつつ、現場を調査させていただくというような形で今運用のほうを考えております。

以上です。

○8番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均君） さきほど、いろいろ確認をしました。3条の分の土地の件です。

建物はたくさん出ていますので、3条の土地の件に関して、土地の形状が変わったり、要するに固定資産税がかかっている土地に関して、それが形状が変わったりとかそういう形では継続できなくなったときには対象になりますよと。要するに、言いたいことは、吉田町、全部課税対象になっていますので、多かれ少なかれ。要するに、どこでも吉田町の場合にはもう対象になりますよということの確認をしたいんですけれども、それでいいですね。

○議長（増田剛士君） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

第4条の固定資産税でよろしいでしょうか。

○12番（山内 均君） 4条です。はい。

○税務課長（山村加奈子君） 第4条の固定資産税につきましては、吉田町の固定資産がかかっている土地全部という形になりますので、おっしゃるとおり、吉田町の固定資産の減免にこの損害の程度が当たる場合は減免のほうを適用するというところで御承知いただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内議員。

○12番（山内 均君） その上でお聞きしますのは、先ほど言いました能満寺から丘陵は全部土砂災害危険区域でありますよね。それで、一部は県が補助金を出して、土砂が崩れてきたものに対して安全であるように擁壁を造ってくれてあるんですよね。本来なら、その擁壁をそのとおりに埋めてあれば災害は起きないわけですね。要するに、30度の勾配でこう。そのときには、県がそういう形でそうやってあるところも同じように対象というか、削られるようなことはないですね。同じような対象で計算するということですか。

○議長（増田剛士君） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

こちらの減免規定は、あくまでもその方が所有する土地につきまして、被害を受けた場合に程度によって減免するものでございますので、対策どうのこうのというよりは、持っている土地に損害を受けた場合は減免規定のほうを適用という形になります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内議員。

○12番（山内 均君） くどいようですけども、吉田町の、先ほど言いました崖崩れ、ちょっとした雨で崖崩れが起きて、常に避難をすることがあるわけですね。そういう人があるということのためにそういう人たちの安全のために、安全というよりは納得するためにお聞きしましたので、くどいようですけども、聞きました。了解いたしました。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

11番、八木議員。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

私も第4条のところですけども、この条例が令和7年の台風15号によるというところから、今10月で、9月にこれがあって、結局いろいろ直したり何だりしても、年をまたがって来年度に入っちゃってまだ状態が復旧できないというような形があったとしたら、これはあくまでも7年度分ではありますが、そして延びちゃった場合は8年まで家がない人はないまいるかもしれないしということであるわけです。あくまでもこの条例は7年度分で、8年はどうなるというのは全然まだ予測がつかないということですか。

○議長（増田剛士君） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

固定資産税につきましては、毎年1月1日の現在の状況といたしますか、価値といたしますか、それに税率のほうを掛けてまいりますので、今、議員のおっしゃった想定の方というか、そういった方だと、1月1日現在のその状況で8年度の固定資産の課税のほうが決まってまいりますので、状況に応じては減額といたしますか、課税標準に率を掛けていきますので、そういったことで対応といたしますか、税のほうが決まってくるというふうな形になります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

今のは理解したんですけども、あとはこの第4条のところ、家屋というのがあくまでも住宅というふうな受け取っているわけです。自分としてはね。そういう感じで受け取っ

ているわけですよ。だけれども、昨日お話を伺ったときに、商工業者とかという方に何も支援がないということで、一応家屋という建物として考えると、倉庫とか作業所とか工場、そういうものは、それによって生活を賄っているということがあるわけですよ。貸倉庫、自分が大工さんなら作業所、それとか製造業なら工場とかとあるわけですよ。そういうものが仮に被害を受けた場合、ここには入ってこないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そうするとちょっと不公平感があるんですけども、その辺はどのように考えているんですかね、あくまでも住宅だよということで考えるのか、それともそういうものも含めているかどうかというのがよく分からなかったものですから。

○議長（増田剛士君） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

まず、固定資産税の家屋の定義でございますけれども、家屋とは住家、いわゆる今おっしゃった住んでいらっしゃるお宅ですね、住家以外にも店舗であるとか工場、倉庫等、住家以外の建物についても固定資産税のほうがかかっているものはかかってきますので、そういったかかっている方に対して被害を受けた場合、家屋の種類のところを御覧いただいて、こちらの損害程度に応じた減免を行うという内容になっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄君） 内容確認というふうに言われちゃうかもしれない。今の、家屋の中には、建物としてそういうものが含まれている、含まれていないものもあると今言ったものですから、含まれていないとするものがあるとしたら、どういうものがあるかなというのを伺いたいです。

○議長（増田剛士君） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

家屋に含まれないものとしましては、もう本当にまず家屋の要件としまして、外気分断性といまして壁があるもの、あと土地への定着性といまして、土地に固定されているもの、あと用途性、それぞれ用途があるということで、本当に仮置きといえますか、土地に定着していないものは固定資産税がかかっていない状態になっておりますので、同じ倉庫であってもかかっているもの、かかっていないものというのは当然存在してくるかなと思います。その中で、固定資産税がかかっているものについての固定資産税の減免の条例となります。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますでしょうか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積君） 上程時に、この減免の割合とか対象とか、それはもう国の規定に従ったものであるという話ではございましたけれども、町の中で、やはり被害を受けた方に対してもう少し手厚く計らってあげようというような議論があったのか、いやいや、もうこれは国で決まったことで通そうという何かそういう議論があったのかどうかというのはどうなんでしょう。

○議長（増田剛士君） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今回、減免の特例条例を上げるにつきましては、関係各課集まりまして、減免のことをどうしていくのか、今現在、減免の規定上はありますが、具体的な今回のような率も含めたものもないという中で、今回、台風15号、他市町も減免のほうをされているところもあるということで、当町についても同様に、やはり被害を受けた方については減免すべきだということの中で、関係各課打合せしました。

その中で、一つは、やはり減免というのは、今まで私たち大きなこうした災害がなかったものですから、やはり国の基準に基づいて行うというのをまず原則としました。

先ほど、今、当町にとってどうかということもいろいろ議論なされましたが、やはり能登の地震であるとかそうしたものも含めた中で、やはりこちらも根拠となるものがないとなかなか減免というのが難しいという中で、今回初めてこうした特例条例ということで国の減免で今回は、じゃ、いきましようということで一応関係各課で話し合いをして、決定をし、今回条例案を作成し、上程をさせていただいたという経緯でございます。

一応、被災者のことを、やはりまず減免をやることということを念頭に置いて行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、平野議員。

○10番（平野 積君） そういうお答えが返ってくると思うんですが、全員協議会の際に聞いて、この議案によって、要するに町としての町民税の減収とか国民健康保険、減収の金額を算定していないと言われたことにちょっとがっかりきたわけですよ。要するに、そういう抽象的な議論で進んであって、もっと定量的な議論を含めてこの予算によってここがこれだけ減少したとしても、もう少し町としてはやっつけていけるぞということになれば、もっと手厚い減免というのが考えられると思うんですが、そういう想定、算出していないということがちょっと私としては、やっぱりおかしいんじゃないのと思いますが、その辺はどうでしょう。

○議長（増田剛士君） 田村副町長。

○副町長（田村安正君） 御指摘のことで、被災者の方に寄り添うというのは最大限で我々取り組んでおります。間違いございません。

全員協議会で申し上げましたけれども、この短時間でこれだけの作業をしたということで職員も頑張りました。おっしゃられたようにパーフェクトだと思います。そこまで積算できて条例を上げるというのはパーフェクトだと思いますが、やっぱり早くこういったことを取り組むということも一つの大きな課題だと思っていまして、この会に上げるべく前進してこの取組をやってまいりました。

もう一つ、考え方として、確かに被災された方に寄り添うのは非常に大事なことであります。しかしながら、こういった補助とか助成みたいな話につきましては、まず一つは限度といますか、そういったものをしっかり考えなきゃいけない。税を預かる者として、公平に公正にやるということは必要であります。それは、今の町民だけじゃなくてこれまでの歴史、これから、これから先も含めて考えていく必要がある。それから、こういった減税というのは、やっぱり隣の周辺市町も含めまして、やはりうちの町民だけが不公平にならないようにしっかりとキャッチアップしていくということで、このあたりは周辺市町、もしくは全国的にほぼ統一的なものであるの、まず損ではないということを含めて取り組んでおりますの

で、さらにそれに踏み込むということになりますと、今後の話とか、逆に、減税の話とはちょっと変わりますけれども、例えば損害があつて、皆さんは援助してやれという話になると思うんですけども、じゃ、保険を掛けて自分たちで自主自立でやっていた人はどうなるんだといったところも含めて、総合的にバランスで考えて、全体的な補助支援体制を整えたつもりでございます。

さらに申し上げますと、今回は補正とかで上げておりますけれども、これは終わりではなくて、これからまた新たな課題が出てくると思いますし、予算的にもこれでは足りない部分が出てくるかも分かりませんので、そういったものをさらにやっていくということで、まだ途中だということも含めて御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、平野議員。

○10番（平野 積君） これ最後にしますけれども、職員の皆さんが頑張ってくれたというのは私も理解しています。

その中において、今の答弁において、近隣市町と併せるんだという話に対していえば、吉田町は津波被害というのは想定されているわけですよ。その中で、吉田町は被害に遭ったらこういう支援がほかの市町に比べて被害に対してよく支援してくれるということがもっと公になれば、じゃ、吉田町に行くかと、人口減にもつながるという考え方もあると思うんですが、その辺に関してはやっぱり均一、横並びというのを優先したというのは何かお考えがあったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 田村副町長。

○副町長（田村安正君） 今のちょっとお話は、一つの点を捉えてお話しされていると思いますので、私が昨日申し上げたのは、まずこの町で災害があったときにまず何をしなきゃならないのか、やっぱり命を守る、けがをさせない、災害関連、もしくは二次被害が起こらないようにということでブルーシートの展開についても業者をしっかりと入れる、これはけがだけじゃなくて詐欺とかそういったのを防ぐという意味で、これは国の予算だけじゃなくて町の予算でやっていきたいと思います。町長に了解を得てそれで進めています。つまり、まず一丁目一番地は安全で安心です。そこはまず捉えたつもりです。

それから、もう一つは、それに向けたやっぱり安全のための部分も含めていくんですけども、今後の展開として、1点だけは、ここはもちろん差があつてマイナスになってはいけないから、合わせるというよりはしっかりとうちの町民が損にならないようにきちっとやっていく。特徴としては、じゃ、この部分だけを捉えるんじゃなくて総合的に見ていただくということで我々は考えております。したがって、津波防災町づくりというのは、総合的な戦略であると。ここの特徴がないからその町としてはないんだということじゃなくて、全体を見て、議員としては見ていただければと思います。

以上です。

○10番（平野 積君） 終わります。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） なければ、これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、表決

- 議長（増田剛士君） 日程第6、第64号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第5号に）についてを議題といたします。

これから第64号議案についての質疑を行います。

質疑は最初に、歳入全体についての質疑を行います。引き続き歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

それでは、初めに、歳入について質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、歳出に入ります。
初めに、2款総務費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、3款民生費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
10番、平野 積議員。

- 10番（平野 積君） 説明書の8ページ、災害見舞金についてお伺いします。

昨日の全員協議会での被害状況によりますと、全壊が見舞金10万円で3件、半壊以上が見舞金5万円で21件、その数字を合計しますと、見舞金は135万円になります。明らかに被害状況は分かっているという中において、この予算195万を申請した理由は何でしょうか。

- 議長（増田剛士君） 増田稔生子福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

現在、判定されている罹災証明書につきましては、昨日の全員協議会で説明をさせていただきましたように全壊が3件、半壊が21件ということになっております。

昨日の危機管理監の説明にもありましたとおり、今、再調査の依頼があったりだとか、今まだ確定しているものではございませんので、半壊以上が出た場合にも対応できるようにということで少し予測をつけた形といいますか、想定を少し上向きにということで予算はつけさせていただいております。

ですので、まだ今現在分かっている罹災証明書の判定の状況だけではなくて、今後も起こり得ることも想定をしている予算の計上ということになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、平野議員。

○10番（平野 積君） おっしゃることは分かるわけです。でも、昨日の説明で、半壊以上はもうほぼ分かっていると、だからプッシュ型でやるんですと説明されているわけです。それに対してある程度の上乗せ、60万がある程度だということであればそうかもしれませんけれども、やっぱり考え方として、福祉課のちょっと上乗せしておきましょうという考えと、防災課のこれはもう分かっているんだということ、ちょっと考えがちょっとずれているような気がして、例として挙げさせてもらったんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（増田剛士君） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

まず、今、議員から防災課、それから防災の昨日の例、乖離があるんじゃないかということですが、そこはまず乖離はないというふうに思っています。と申し上げますのは、今回の見舞金につきましては、確かに今の現状はありますけれども、やはりある程度の余裕といいますか、例えば、全壊がこれまでだと1件だったわけです。それが3件に今なったりとかしてしまっていて、全壊であれば10万円ということで額も上がるという中で、一応、今回足りなくならないようなことの中で行っています。

さらに、プッシュ型につきましても、この災害見舞金につきましては、先ほどの税ではないですが、所得とかに応じるとかというのではないので、ここはもう半壊以上の方が全て対象になりますので、もうこの方には申請書を送っていくという形のプッシュ型で行うと。さらに、ここで例えば大規模半壊が全壊になったということであれば、今度その差額分をというようなことで、その都度変わっていけばそれぞれプッシュ型で行っていくというものとなります。

以上でございます。

○10番（平野 積君） 了解。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積君） 説明書9ページ、農地利用効率化等支援交付金に1億5,836万3,000円が計上されています。

昨日の全員協議会において、この交付金の補助率は10分の3以内で、国費上限600万円。加えて、地方公共団体による上乗せ支援が可能であり、静岡県においては10分の2、吉田町においては10分の1の上乗せを予定していますと説明がありました。しかし、補正の額の財源内訳には、県支出金が1億3,196万9,000円で、一般財源が2,639万4,000円になっています。この比率、県は10分の2、吉田町は10分の1としたら随分差がありますよね。この理由は何でしょう。

○議長（増田剛士君） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

まず、今、平野議員から御質問のありました制度について御説明をさせていただきます。

今回、農地効率化等支援交付金の補助率は、国が10分の3以内上限600万、あと県が10分の2といたしまして上限が400万、あと町が10分の1といたしまして上限200万の合計1,200万が公費の負担となります。こちら上限まで使った場合は本人負担として10分の4の800万が必要という形になります。

そういった中で、今回、補正をさせていただいたものにつきましては、6款農林水産業費に特定財源として充てられております歳入15款の農林水産業県補助金につきましては、県支出金が先ほど御説明がありまして100%というお話になっているんですが、実際は、こちらは県を経由して国が負担する分も含めた形で支給をされるというものになりますので、実際、本来的には歳入の1億3,196万9,000円のうち、国の分といたしましては7,918万1,400円、県の方は5,278万7,600円となります。町の負担分といたしましては、先ほど平野議員がおっしゃっていただきました2,639万4,000円という形での支出になりますので、見え方がちょっと難しいんですが、そういった費用負担という形になってございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、平野議員。

○10番（平野 積君） それを確認したくて内容確認をしたんですが、教えてくれないものでこういう質問になってしまいました。

農業機械等修繕ということなんですが、この等というものに対しては、どういうものが含まれて、農業機械が幾らするかちょっと私理解していないんですけども、それにしても1億5,000万というのは高額だなという印象があるんですが、等というところにどういうものが含まれているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

今、等というところでの御質問だと思います。まず、こちらにつきましては、機械、施設に該当するものが対象となります。なので、備品といいますか、消耗品とかそういったものは対象となりません。例えば、例示を申し上げますと、農業用のハウス、農業用倉庫、あと農機具格納庫や農機具用資材保管庫、もう一つは例えば、きのこの栽培用ハウスとかそういう

ったものが対象となります。なので、備品、消耗品等は対象となりませんが、例えばイチゴのハウスなんかがちょっとパイプで造られているようなハウスじゃなくて、今回被害があったのは、軽量鉄骨等で造られた非常に強固なもので、一般の台風などではまず潰れないような施設だったんですが、そういったものが潰れてしまいました。そういったものについては、例えば1棟4,000万とか5,000万円するようなものがございまして、当然その被害額というのが今回普通のパイプのようなハウスだったらそんなに大きくないんですけども、そういった非常に大きなふだん潰れないような施設が被害に遭って、ペしゃんこに潰れてしまっていたとかというケースがかなり多くありますので、こういったちょっと高額な金額となっております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、平野議員。

○10番（平野 積君） ハウスとかも含まれてくるということなんですけれども、じゃ、農業用機械等に入るものの比率、この1億5,000万のうちの比率というのは、何か、今の説明を聞いていると、等のほうが多いように聞こえましたけれども、大体どのぐらいになっているのか。きっちりじゃなくて大体でいいんで教えていただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

ただいま、ちょっとすみません、肌感覚になるんですけれども、大体2対8ぐらいでほぼ施設のほうになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（平野 積君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これで本議案の質疑を終結したいと思いますが、まだ疑義があるようでしたら、全般にわたり特に質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、八木議員。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

先ほど伺ったんですけれども、商工業者への支援というので、今回の補正は、今回の台風の被害によるものに対してのことであって、金額でいうと農業が結構多いですけれども、そ

れに比べて商工業はないものですから、それで昨日も融資のあっせんですか、その程度しかないよということで伺ったようですけれども、町として、先ほど減免で固定資産税の中にも家屋ということで建物として工場とか作業所とか倉庫とかそういうのも含めるということで、一応固定資産税のかかっているものは減免の対象になるよと伺ったですけれども、それ以外に、その中にそれじゃ、機械があった場合、機械が濡れてしまって使えなくなるとかということもあるんですよ。それで、農業のほうは今言ったように農機具とかそういうものがちゃんと支援が出て新しくすることができるけれども、中の機械が雨をかぶっちゃって使えなくなったという、保険に入っていればいいですけれども、そうでないとその辺のこともいろいろ大変な思いがあると思うんですけれども。

それで、町のほうとして、商工業に対しての何らかの支援ということは全然考えるあれはなかったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

ただいま、八木議員からの商工業についての支援についてのことだと思います。

先ほど、副町長、谷澤理事のほうからの答弁ありましたとおり、全体的なバランス等もございすけれども、今回、農地利用の効率化等の支援金につきましては、当然、国の制度に呼応した形でこういった制度を構築させていただきました。

あと、要望等で、例えば県にいろんなこういう要望をさせていただいたとか、そういったこともあるんですけれども、やはり全体的なバランス等もありまして、今実際にはそういったところの商工業の制度というのは構築されていない状況でございます。

今後、そういった国や県の制度がまたそういった形で制度構築されるようでしたら、そちらにのっとった形で適切にそういった補助について対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

今後考えていってくれるということで、できればこういう災害がないほうがいいものですから、そういうことも考えても使わないほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

あとは、災害復旧費とかで公共施設の修繕とかそういうものがあると思うんですが、そういうものを、要は、吉田町の中の税金を使ってやることであって、今回商工業者は建設業者とかが入っていると思うんですけれども、そういう修繕に関わる方がどういう形でこの修繕のほうを業者を決めていくか、ちょっと分かりません。私がここで何か言うと、何か後ろ盾があるようなことを言うように捉えるかもしれませんが、そういうことは全くなくて、ただ町民の一人として、議員の一人として皆さんが納めた税金はまた町の中で還元していただければまた町へ戻ってくる、それで今ある程度被害に遭った商工業者でそういう業者もいるかもしれませんが、その人たちの少しでも手助けになればいいかなというふうに思って、できればこういう修繕復旧の工事に関わる委託とかそういうものをできれば町内業者にお願いしたほうがいいんじゃないかなというふうに私はそう考えるんですが、その辺は町のほうではそういうことはある程度、言うことはできないかもしれないけれども、気持ちとしてど

うかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

基本的に各それぞれ施設の管理をふだんしている部分もございまして、そういったところに近隣の町内業者等入っております、今回緊急修繕しなきゃいけないようなものはそういったところで町内の業者というところに結構頼んでいるようなものはあります。

ただ、ものによってやはり施設として修繕が町内でできないようなものであるとか、やはり入札かけなきゃいけないようなもの、そういったものになっていけば、その枠の中で発注をさせていただくということになりますけれども、今回の災害被害復旧、倒木の処理そういったものについては基本的には町内の業者のほうにお願いしているのが多いということで、それ以上にはちょっと今のところ町内に限定するとかそういったことには、ここではちょっとお約束はできないという状態になります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄君） 金額が大きかったり特殊なものというとなかなかできないかもしれませんが、そういうものもできるだけ細かくしてやれるような形で災害復旧にかかる支援の一助、一つの手当てとしてそういうことも考えていただきたいなということで、要望として終わります。

○議長（増田剛士君） ほかにございますでしょうか。

3番、大石裕之議員。

○3番（大石裕之君） 3番、大石です。

今日は台風15号による被害の対応ということの議会ですので、ちょっとはみ出てしまうのかもしれませんが……。

○議長（増田剛士君） はみ出ないでください。

○3番（大石裕之君） いや、はみ出ませんよ。15号に対する被害の対応についてのことなんですけど、今日いろいろ議論を聞いていると、国のあれに準じてとか、県の制度を使ってというのが町の対策の中心だということでお伺いしておりますが、例えば県のほうで今議会に通過した屋根の台風改修の補助制度ができました。それについてお話もちょうとはさせてはもらってあるんですが、そういった制度を使うこともできると思うんですけども、そういう制度が今回予算にも入っていないと。国や県だということの話がある中で県の制度はそういうものができているにもかかわらず使っていないものもある。そこら辺もお金がかかることなんだろうがないと言われればそうなんですけど、ただ、そんなに物すごい多くのお金がかかると思えないという部分の中で、そこら辺の取捨選択みたいなものというのはどういう基準で考えられているのか、お尋ねします。

○議長（増田剛士君） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

耐風の補助金があるのは存じていました。ただ、吉田町は今現在、そういう要綱を持っていないということで、それに当たっては例えば瓦組合さんの調査をした上で足りなければ調査して、それに耐え得る屋根に改修をするというような制度設計が必要になってきます。そういった中で、今すぐにできるものではないというところの部分で、今後、それは検討させ

ていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（増田剛士君） よろしいですか。

ほかにございますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均君） 一つ聞かせてください。

吉田町では、今回人的被害、残念ながら1人亡くなった人がいます。それと、身近でもけがをして重軽傷者がいるんですけれども、建物とかそれに関してはいろいろ補償であるとか見舞金であるとかがありました。この人的被害に関しては、吉田町では何か方策であるとか知見とかそういうのは考えてはいますか。できたら考えていただきたいと思うんですけれども、かなり大きな被害を受けている人たちが大勢いますので、どうなんですか。今出ましたから言っている話であって、私だけを止めるんじゃない。どうですか。

○議長（増田剛士君） 議員。

これは、補正予算です。補正予算の中で考えていただけますか。

○12番（山内 均君） だって同じに聞いていて、さっきなぜ止めないんですか。

私を止めるんだったら、副町長の発言だってそうじゃないですか。

○議長（増田剛士君） そんなことないです。

○12番（山内 均君） そんなことはやめましょうよ。

そういうのはないんですか。吉田町ではありませんかと。災害に関するの救済という話でしょう。どうなんですか、バランスとして考えると。

○議長（増田剛士君） 白井危機管理監。

○危機管理監（白井和幸君） 今の議員のお話の中で、弔慰金というのが吉田町もありますけれども、今回亡くなった方は、広報にも出しましたけれども、藤枝在住だということで、藤枝のほうで弔慰金を出すようにうちのほうから藤枝のほうにお話もさせてもらって、そんな段取りになっています。

今後の話で明確じゃありませんけれども、前回の地震だとか各県を見ると、今後義援金というのが参ると思います。この義援金の中には、今回どうなるか分かりませんが、亡くなった方だとかけがをした方にお幾らということで来るというふうに考えております。

町独自のそういうのはありません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内議員。

○12番（山内 均君） 公平にやっていただきたいと思いますので。

今、聞いて安心しました。実際には安心です。これは何かあったときに当然のこととして納税をしている人たちをどうやって救うかという話ですから、今回の災害に対しての話ですから、当然副町長の言われたバランスの中では当然やらなきゃいけないことだと思っていますので、聞かせていただきました。

できたらそういうものにしっかりとした規程をつくっていただいて、そして吉田町の人たちに健全で明るい町をつくっていただきたいということが本音ですので、ぜひその辺もしっかり考えていただければと思います。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。
以上で第64号議案についての質疑を終わります。
これから64号議案について討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

- 議長（増田剛士君） 以上で、令和7年第3回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。
閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。
田村町長。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 台風15号含め被害等に対しては、議員さんのほうからいろいろと御質問を受けて、副町長の答弁で最終的には片がついたと思っておりますけれども、近年、天災と人災、天変地異によるところの天災、犯罪によるところの人災に対して、従来のもとは全く異なったやはり考え方が出てきているんですよね。各議員の皆さんに理解してもらいたいところがございます、昔は天災の場合、天変地異、これ天災です。これはもう自然の起こしたことなだからどうにもならないと、それでもう終わりだったんですけれども、変わってきたのは、皆さん御承知のとおり東日本大震災によるところの福島第一原発の問題です。あの被害に対して、様々な損害賠償の提訴がありました。最終的には、東京電力の首脳陣3人に対して刑事裁判については、基本的には2003年の長期予想に基づいた結果については、蓋然性の問題で犯罪のあれを問うのは難しいと無罪になりました。しかしながら、民事については一時、3兆円のいわば賠償しろと、こういうふうな判決が出ました。最終的になるかどうか、ちょっと分かりませんが、
- 要は、天災の場合、今までは基本的にはもう天変地異、自然が起こしたものであるものでどうにもなりませんと言ったんですけれども、東日本大震災を境にして、天変地異によるところの天災に対して、被害をどうするかという問題が思想的な意味で根本的に変わったんです。皆様も御承知のように、南海トラフ巨大地震によるところの被害、国も出ていますよね。最大の問題は南海トラフの巨大地震が起きた場合にこれこれの人が亡くなり、これこれの被

害が出ますよと出ています。それに対して、極端なことを言うならば、例えば津波避難タワーであるとか、防潮堤であるとか。津波避難タワーでいうならば、町が建てた津波避難タワーに上った人が、津波避難タワーが壊れたことによって亡くなったと、それから津波が来るんだから、地方自治体がそれに対して対処しなかったという場合、極端なことをいうと、損害賠償は地方自治体に起こされる可能性があります。その場合、恐らくその財政的な問題に対して、恐らくそれぞれの地方自治体は財政破綻になる可能性があります。

だから、うちの町がやっている津波防災町づくりは、吉田町はいざという場合にも財政破綻が起きないと、そういうふうなことを最終的には考えてやっているという面もあるかと思うんで、ぜひとも御理解いただきたいと、こんなふうに思っています。

もう1個、犯罪によるところの被害の問題なんですけれども、これも変わってきました。従来は、犯罪による場合は損害賠償が可能であるといったんですけれども、近年、裁判の判例によって異なってきています。例えば、京都のアニメ工房の場合、それから大阪の精神科医の放火の場合、これ本人が無罪になる可能性が高いんですね。精神薄弱であるとか、その場合には損害賠償できません。だから、従来の見解とは全く違った、いわばそのような法思想の問題がだんだん定着しつつあるということがありますので、今回の台風15号によるところの竜巻被害については賠償が可能ですので、被害に対して支援が可能性です。しかしながら、東日本大震災による場合には、対応がもうできないということでもありますので、今申し上げますように、うちの町の津波防災町づくりは、基本的には、最終的には町民の命、それから企業の生産活動を守るということであるんですけれども、さらにその先には、吉田町の財政破綻は、いわゆる住民によるところの訴訟によるところの財政破綻、それを来さないような一つの予防的措置であるというところをぜひとも、議員の皆様には御理解賜りたいと思っております。

気温が急に寒くなりました。夏の疲れはこれから体に出てくると思います。ぜひとも体を労って日々お過ごしくださるようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

御苦労さまでした。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く申し上げます。

私ごとではありますが、今朝、私の妻が倒れました。今、生死の境をさまよっているところでございますが、議長という職、これを非常に重く見まして、今日務めさせていただきました。そうした中で、多少、進行に変なところもありましたが、大変申し訳なく思っております。おわびいたします。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上をもちまして、令和7年第3回吉田町議会臨時会を閉会といたします。

御協力ありがとうございました。

閉会 午前11時30分